

## 取組状況・成果

区では、「新宿区健康づくり行動計画（平成24年度～29年度）を策定し、「生活習慣病の予防」「がん対策の推進」「こころの健康づくり」「女性の健康支援」「食育の推進」の5つを重点課題として、生活の質の向上と健康寿命の延伸に取り組んでいます。平成27年度には、「新宿区健康づくり庁内推進会議」を立ち上げ、全庁をあげて健康づくりを推進する体制を整備しました。

### 【健康づくりの推進と生活習慣病の予防】

- 生活習慣病予防対策の一環として、健康診査や健康相談、糖尿病やメタボリックシンドローム等の生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいます。
- 糖尿病重症化予防対策として、国民健康保険被保険者の特定健診受診者のうち、糖尿病の未治療者への受診勧奨や、医療機関の連携推進に取り組んでいます。
- 生涯を通じての歯と口の健康づくりを進めるために、乳幼児期は食べる機能の支援として、デンタルサポーターの育成とフッ化物塗布事業を、成人期は歯の喪失を防ぐための歯周病対策として、歯科健康診査の充実などの取組みを行っています。

### 【がん対策の推進】

- 区では各種がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療に努めるとともに、受診率向上に向けた受診勧奨に加え、未受診者への再勧奨を実施しています。また、「がん療養相談窓口」を設置し、がん患者への療養支援を行っています。

### 【こころの健康支援】

- うつ病等、こころの不調への気づきや早期相談・早期治療に繋げるための普及啓発と、相談しやすい体制づくりにより、相談者数が増えています。また、こころの病気や睡眠に関する講演会、ライフスタイルに応じたストレスマネジメント事業を行い、参加者から高い満足度が得られています。
- さらに、地域での安定した生活を継続するために、デイケアや家族教室、未治療・治療中断等に対する多職種によるアウトリーチ支援事業等により重症化予防を図っています。

### 【女性の健康支援】

- 平成26年2月に「女性の健康支援センター」を開設しました。また、これまで、事業内容の充実を図ったこと等により、利用者及び事業の参加者の満足度は80%を超え、高い評価を得ています。
- 女性の健康づくりサポーターの会、乳がん体験者の会を立ち上げ、区民が主体となった女性の健康づくりを推進しています。

### 【食育の推進】

- 各学校（園）において学校食育計画に基づいた「食育全体計画」を作成し、食育推進リーダーを中心とした食に関する指導や取組みを行っています。
- メニューコンクールや食育講座等を通じて、食に関する正しい知識の普及や体験活動ができる場を提供することで、食育に関心を持ち、実践につなげられるよう取組みを行っています。
- 「食」を通じた健康づくりネットワークを構築し、団体間での講座の開催や相互協力の実施、普及啓発活動等、地域における食育活動が活発に実施できるよう環境の整備に取り組んでいます。

## 現状・課題

### 【健康づくりの推進と生活習慣病の予防】

#### <生活習慣病の予防>

- 生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発を行ってきましたが、健康無関心層には届きにくい状況がありました。これからは、各個人が生活習慣改善に取り組むだけでなく、健康無関心層も含め、誰もが健康づくりに自然と取り組めるような地域づくりを進める必要があります。
- 健康寿命を延ばすためには、がんや心疾患・脳血管疾患、糖尿病、歯周病などの生活習慣病の予防と早期発見が重要であり、引き続き、健康診査やがん検診の受診率向上を図る必要があります。
- 糖尿病は、初期には自覚症状が乏しく、未治療者や治療中断者が多いことが知られており、区においても、国民健康保険被保険者の特定健診受診者で、健診後治療が必要にも関わらず受診していない人が概ね5人に1人いました。糖尿病に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、発症予防や重症化予防対策を推進していく必要があります。

#### <健康づくりの推進>

- 死亡原因や要介護の原因などの分析から、性別やライフステージに応じた健康づくりを進める必要性が示されました。特に、健康寿命の延伸のためには、男性は若い頃からの生活習慣病の予防、女性は若い頃からの骨・筋力づくりと高齢期のフレイル（筋力や心身の活力が低下した状態）対策に取り組むことが必要です。

#### <女性の健康支援>

- 女性の健康づくりには、ライフステージごとに女性特有の健康課題があることについての理解を深めるとともに、引き続き「女性の健康支援センター」を拠点とした取組みを進める必要があります。

#### <歯科保健対策>

- 区の健診結果から、若年層の歯周病の進行が課題となっています。そのため、早期から口腔ケアや食生活等に関するより良い生活習慣の定着を進めることが必要であり、学齢期、成人期を通して、かかりつけ歯科医を持ち歯科的健康管理を進めることが求められています。

### 【こころの健康支援】

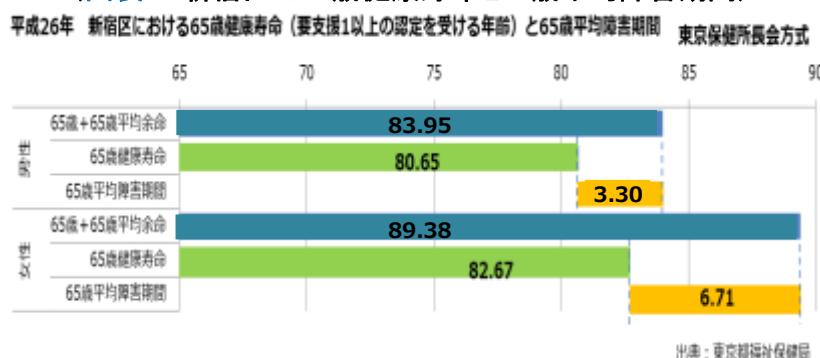
- 目まぐるしく変化する社会状況の中で、精神状態が安定せず、心身の不調や不応を訴える人が増加しています。心の健康を維持するためには、休養の重要性を認識し、十分な睡眠をとり、ストレスと上手に付き合うことが大切です。そのために、一人ひとりがこころの病気に対する正しい知識を持ち、適切なストレスマネジメントを行うこと、そして、本人はもとより、家族をはじめとする周囲の人も、こころの不調に早く気づき、声掛けをするなど、社会全体での支え合いが求められています。

### 【食育の推進】

- あらゆる世代の区民に対して食育を推進していくためには、食育を実践しやすい環境をつくる必要があります。そのためには「食」を通じた健康づくりネットワークの参加団体を増やし、多様な相互連携・協力及び情報交換が行えるようにしていく必要があります。
- 各学校（園）において「食育全体計画」をより推進させる必要があります。そのためには、各学校（園）の実態に合った食の教育に関する実践を一層充実していくことが求められます。

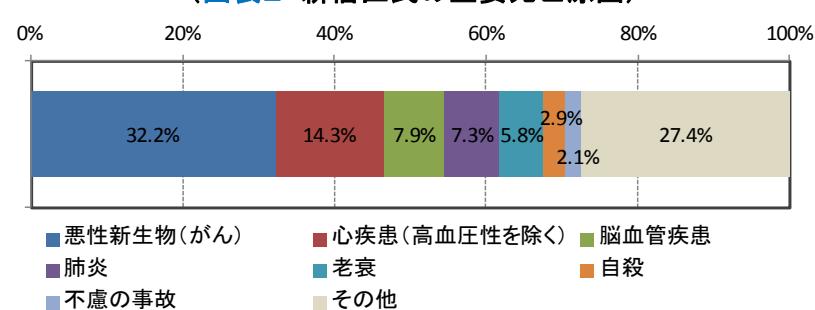
65歳まで生きてきた人が何歳まで自立した生活が送れるかを表した「65歳健康寿命」では、新宿区民は男性が80.65歳、女性が82.67歳で、23区の中で男性は13位、女性は4位でした。

（図表1 新宿区の65歳健康寿命と65歳平均障害期間）



新宿区民の死亡原因別割合を見ると、第1位は「悪性新生物（がん）」第2位は「心疾患」第3位は「脳血管疾患」となっており、全国や東京都とほぼ同様な傾向で、生活習慣病が上位を占めています。

（図表2 新宿区民の主要死亡原因）



出典: 東京都福祉保健局「人口動態統計 平成26年」

介護が必要になった原因は、男女で異なり、男性は「脳血管疾患」「高齢による衰弱」が上位であり、女性は「骨折・転倒」「関節の病気」「高齢による衰弱」が上位となっています。

（図表3 新宿区民の男女別65歳以上の要介護の原因）

	男性(N=259)	計 100%	女性(N=518)	計 100%
1	脳血管疾患	19.3%	骨折・転倒	14.9%
2	高齢による衰弱	11.6%	関節の病気	11.0%
3	認知症	10.4%	高齢による衰弱	10.6%
4	骨折・転倒	9.3%	認知症	8.9%
	その他	29.3%	その他	30.3%
	未回答・わからない	20.1%	未回答・わからない	24.3%

出典: 「平成26年度 新宿区高齢者の保健と福祉に関する調査報告書」



## 目指すまちの姿・状態

身近なところに健康づくりを実践できる環境が整備され、区民が暮らしのなかで意識せず健康づくりを行うことができ、こころも身体も健康に暮らし続けられるまちをめざします。

## 施策の方向性

「健康づくりの促進について企業と地域の連携が重要」との趣旨のご意見と、方向性は合致しています。区内の団体、企業、グループなど相互の結びつきを活用し、健康づくりに取り組める環境を整備していきます。

「喫煙対策に取り組んでほしい」。  
「病気とタバコについて低年齢からの教育・啓発が必要」との趣旨のご意見がありました。  
施策の方向性では、喫煙対策や、受動喫煙防止を推進するとしており、ご意見と方向性は合致しています。  
なお、路上喫煙対策については基本政策Ⅱの個別施策3「暮らしやすい安全で安心なまちの実現」に記述しています。

### 【健康づくりの推進】

生涯を通して健やかで心豊かな生活を送ることができるように、健康寿命のさらなる延伸を目指す取り組みが重要です。そのためには、個人の健康づくりの取り組みを支援するだけでなく、自然に健康づくりが行えるような地域社会全体の取り組みによる環境整備が必要です。

### 【生活習慣病対策の推進】

生活習慣病対策については、発症予防、早期発見、早期治療に加え、高齢化の進展により疾患を有する人が増加していることを踏まえ、重症化予防の観点からも対策を推進していきます。

#### <生活習慣の改善に向けた普及啓発>

- 運動・栄養・休養の調和がとれた望ましい生活習慣の意義と実践方法を、広く普及促進していきます。
- 喫煙や飲酒が健康に及ぼす影響等について、正しい知識の普及啓発を図るとともに、受動喫煙防止対策等を推進していきます。

「受診率の向上」との趣旨のご意見と、方向性は合致しています。

#### <生活習慣病の発症予防と重症化予防>

- 生活習慣病の予防を図るため、あらゆる機会を通じて健康診査やがん検診等の受診率向上を図っていきます。
- また、がん検診については精度管理を行い、質の高い検診を提供できる体制を整えていきます。
- 食生活の改善や適切な運動習慣の実践につながるような意識啓発や支援を行い、糖尿病予防を推進します。
- 糖尿病の重症化予防対策として、国民健康保険の被保険者に対して、糖尿病治療が必要な対象者を確実に医療機関につなげる「糖尿病重症化予防対策」を引き続き推進するとともに、医療機関の連携を進め、糖尿病治療が継続しやすい環境を整えていきます。

#### <歯科保健対策>

- 生涯、自分の歯と口で楽しく食事をするため、ライフステージを通じた歯科保健対策を充実していきます。歯周病が、糖尿病など多くの全身疾患と関係があることから、若年期からの歯周病対策を充実し、歯の喪失を防ぐための8020運動を推進します。障害や高齢化に伴う口腔機能の低下を防ぎ、最期まで自分の口でおいしく食事が摂れるQOLの高い生活を享受するための環境整備を進めます。

#### 【こころの健康支援】

- こころの健康を維持するためには、正しい知識を持ち、ストレスに上手に対処するとともに、早期に適切な支援を受けることや、社会全体での支え合いが必要です。講演会やセミナー等を実施し、うつ病等についての正しい知識の普及啓発を進めていきます。また、こころの不調への気づきや早期相談・早期治療につなげ、再発の防止や重症化予防を図るために相談体制の充実とネットワークの構築を図っていきます。  
**あわせて、自殺防止対策についても総合的に取り組んでいきます。**

「自殺対策について加筆すべき」との趣旨のご意見を踏まえ、記述を加えています。

#### 【食育の推進】

- 食に関する正しい知識を深め、健全な食生活を実践できるよう、メニューコンクールなどの食育に関する取り組みを引き続き行うとともに、「食」を通じた健康づくりネットワークにおける連携・協働を拡充し、生涯を通じた食育を推進していきます。
- 朝食メニューコンテストの実施や、伝統野菜の栽培・調理を通じた学習等、各学校（園）の特色を生かした多様な食育の取り組みを推進していきます。

### <健康づくりに取り組みやすい環境整備>

- 健康づくりに無関心な層も含めたすべての区民が、意識せず健康づくりが行えるまちづくりを進めるとともに、身近な地域で気軽に運動等ができる環境を整備していきます。
- また、区内の団体、企業、グループなど相互の結びつきを活用し、健康づくりの場や健康づくりを目的とした活動を促進し、地域社会全体で健康づくりに取り組める環境を整備していきます。

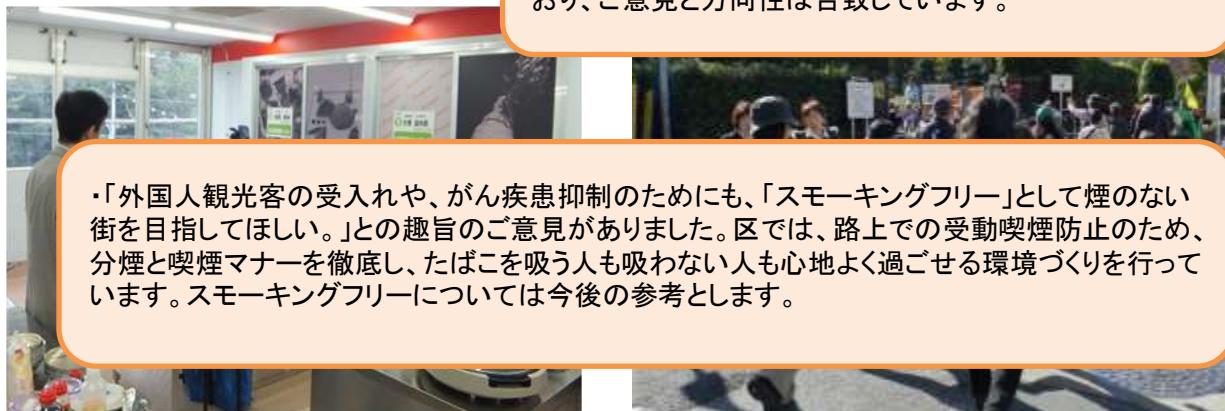
### <ライフステージに応じた健康づくりの推進>

- 男女それぞれの特性を踏まえ、ライフステージに応じた健康づくりが行えるよう、次世代の健康づくりや、青壮年期の生活習慣病予防、高齢期のフレイル（筋力や心身の活力が低下した状態）対策等を推進していきます。
- 女性の健康づくりを支援するため、「女性の健康支援センター」の利用者数の増加や、健康教育、健康相談のさらなる充実を図ります。また、女性の健康づくりサポーターが地域で健康づくりに取り組むことができるようしくみを整備し、女性の健康づくりへの関心と理解を深めていきます。

### <地域の絆づくりの推進>

- 地域でのつながりが豊かな地域ほど、住民の自己の健康に対する評価が高く、健康状態が良いと言われています。町会や自治会活動、各種ボランティア活動などの、地域のつながりが豊かになるような取り組みを推進していきます。

「区には医師会、歯科医師会がある。地域密着医療が重要」との趣旨のご意見がありました。  
施策の方向性では、医療機関との連携について記述しており、ご意見と方向性は合致しています。



「外国人観光客の受入れや、がん疾患抑制のためにも、「スモークフリー」として煙のない街を目指してほしい。」との趣旨のご意見がありました。区では、路上での受動喫煙防止のため、分煙と喫煙マナーを徹底し、たばこを吸う人も吸わない人も心地よく過ごせる環境づくりを行っています。スモークフリーについては今後の参考とします。

メニューコンクール

いきいきウオーク新宿

## 取組状況・成果

### <高齢者を地域で支えるしくみづくり>

・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域の中心的な相談機関である高齢者総合相談センターの機能の充実を図っています。このため、地域型高齢者総合相談センターの人員をほぼ倍増するとともに、区民にわかりやすい場所への移転を推進するなど、体制整備に取り組んでいます。

・一人暮らし高齢者への情報紙「ぬくもりだより」の配布、地域見守り協力員の定期的な訪問による見守りと声掛け、「地域安心カフェ」の実施等、「地域の活力」を生かして高齢者を支えています。

・在宅医療・介護ネットワークの構築を図るため、在宅医療・介護資源マップを作成して情報の発信を行うとともに、在宅医療・病院のネットワークの構築、薬剤師の在宅医療への参加促進、人材育成のための研修や在宅療養シンポジウムの開催等に取り組んでいます。また、病院から在宅療養生活への移行が円滑になるよう、病院と地域の関係機関の連携を図っています。

・「在宅医療相談窓口」「がん療養相談窓口」において医療に関する相談に応じるとともに、28年4月からは「在宅歯科相談窓口」を設置しています。

・連帯保証人が見つからず民間賃貸住宅への入居が困難な高齢者等向けに、家賃等債務保証料助成を行っています。併せて、緊急通報装置等利用料助成も行っています。  
・サービス付き高齢者向け住宅が計3か所、民設民営で開設されました。

### <認知症高齢者への支援体制の充実>

・認知症高齢者やその介護者への相談体制の充実を図る一方で、認知症サポーターの養成や認知症サポーターの活動拠点の整備を行うとともに、認知症に関する理解の普及啓発を図っています。

### <介護保険サービスの基盤整備>

・平成28年3月までに、小規模多機能型・看護小規模多機能型居宅介護（7所）、認知症グループホーム（9所）、特別養護老人ホーム（8所）、ショートステイ（9所）を整備しました。引き続き、民設民営方式による中央図書館跡地、戸山第三保育園跡地などの公有地を活用した整備を進めています。

### <高齢者の社会参加といきがづくりの拠点整備>

・シニア活動館4館、地域交流館15館を整備しました。指定管理者による多様で柔軟なサービス提供と効率的な運営により、利用者拡大・満足度の向上につながりました。

## 現状・課題

### <高齢者を取り巻く環境>

・平成22年の新宿区の高齢者人口に占める高齢単身者の割合は23区で最も高く（35%）、平成47年には44%に上昇する見通しです。日常生活上で支援の必要な高齢者が増える中、できる限り住み慣れた住まい（自宅）で暮らし続けるためには、更なる医療・介護・予防の一体的な提供、多様な生活支援などが欠かせません。

### <高齢者総合相談センターの機能の充実>

・地域包括ケアの要となる高齢者総合相談センターについて、認知症高齢者への支援や在宅療養支援にも的確に対応できるように相談支援体制を整備するとともに、地域包括ケアを実現する上で解決すべき地域課題を整理し、多職種のネットワークを構築する必要があります。

### <高齢者を地域で支えるしくみづくり>

・高齢者の生活を支援するためには、地域で活動する多様な担い手が活躍しやすいような環境を整えたいと、多世代交流を基本とした住民どうしの支え合いが必要となります。  
・高齢者等入居支援については、家賃等債務保証料助成と緊急通報装置等利用料助成の周知の強化や、更なる改善策を検討する必要があります。

### <健康づくりと介護予防の推進>

・高齢者が心身の機能を維持し、自立した生活を営めるよう、地域の社会的な活動への参加促進等も含め、健康づくりと介護予防を推進する必要があります。

### <在宅療養支援体制の充実>

・高齢化が進むにつれて通院が困難な方が増えます。住み慣れた地域・自宅での療養や看取りを含めて、今後在宅医療に関するニーズはさらに増大、多様化すると考えられます。  
・療養生活を支援するために、医療と介護が連携してサービスを提供することが必要です。

### <認知症高齢者への支援体制の充実>

・認知症高齢者を早期に発見し、必要な支援につなげるとともに、区民が認知症高齢者へ適切な対応ができるように、正しい知識を普及させることが必要です。

### <介護保険サービスの基盤整備>

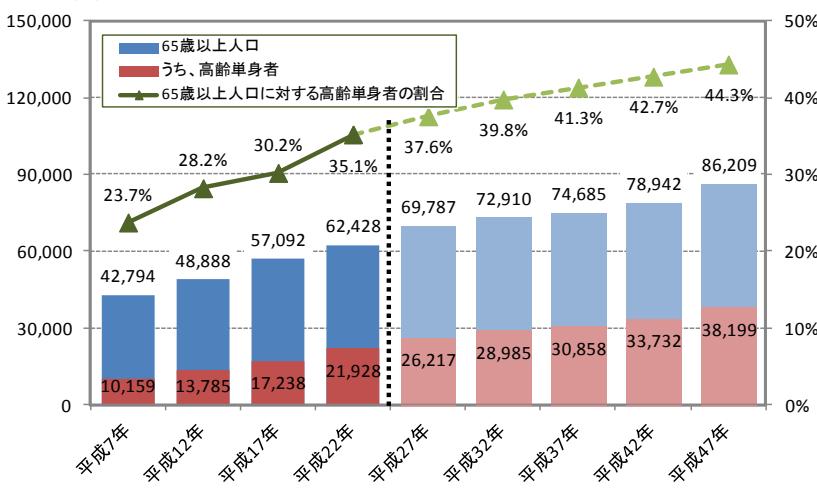
・「介護が必要になっても自宅での生活を継続したい」との意向を持つ人が増加する中で地域包括ケアを推進するためには、地域密着型サービスの整備を進める必要があります。しかし、地価の高い都心部では、用地の確保が困難であるため、事業者の参入が難しく整備が進まない現状があります。また、施設サービスは一人当たりの給付費が高額となるため、保険制度の中では保険料に影響を与えることとなります。給付と負担のバランスを十分に考慮する必要があります。

新宿区の65歳以上の高齢者人口は、今後も一貫して増えていくことが予想されます。

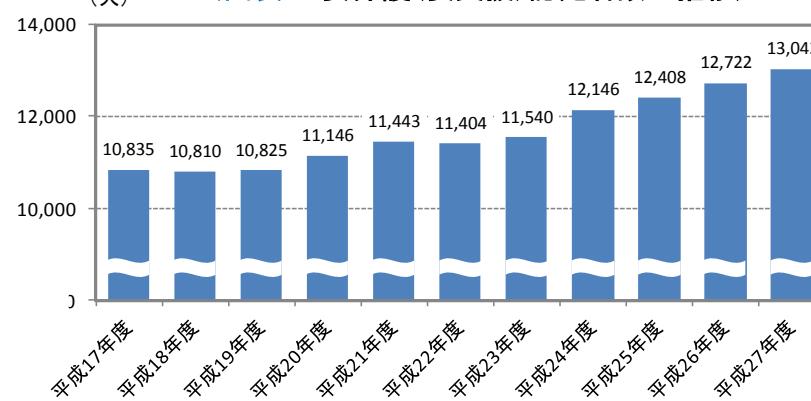
要介護（要支援）等認定者数は増加傾向にあり、10年で1.2倍以上になっています。

高齢者総合相談センターは、高齢者の生活や介護などについて、総合的な相談や支援を行う機関で、区内に10所あります。相談件数は年々増加しています。

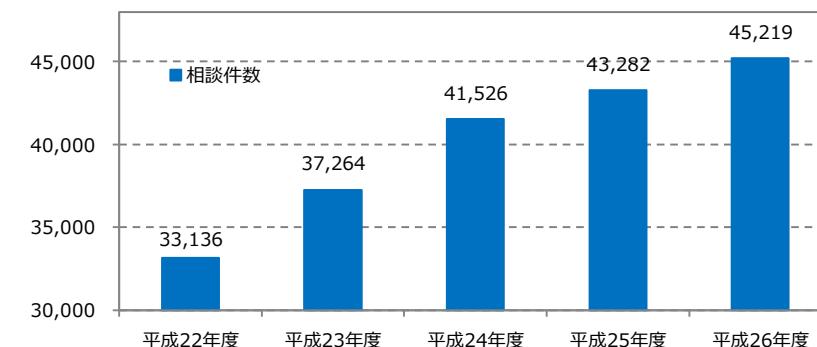
(人) (図表1 65歳以上人口と高齢単身者数の推移・推計)



(人) (図表2 要介護(要支援)認定者数の推移)



(図表3 高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)の相談件数の推移)



目指すまちの姿・状態

高齢者のだれもが社会貢献活動などを通して意欲的かつ前向きに毎日を過ごすことができるとともに、安心して暮らせる住まいで生活し、充実した保健・医療・介護体制に支えられた、住み慣れたまちで誰もが必要な介護予防に取り組むことのできる、「心身ともに健やかにいきいきとくらせるまち」をめざします。

要支援・要介護状態になっても、高齢者が自尊心を持ち続けることができるような支援が行われるとともに、地域のあらゆる担い手により必要なサービスが提供され、地域の中で安心して暮らすことができる「だれもが互いに支え合い 生涯安心してくらせるまち」をめざします。

充実した保健・医療・介護や看取りの体制が整備され、誰もが住み慣れた地域で安心して療養ができ、本人の意思を尊重したその人らしい最期を迎えることができるまちをめざします。

「住み慣れた地域で暮らし続けるために居場所づくりが重要」との趣旨のご意見がありました。目指すまちの姿では、住み慣れた地域で安心して暮らすことを掲げており、高齢者の居場所づくりも含まれています。ご意見と方向性は合致しており、具体的には「地域包括ケアシステムの推進」や「高齢者の生活支援」で取り組むこととなります。

「高齢者へのボランティア情報の提供。高齢者の経験や知識を社会貢献に活かしてほしい」「介護予防のためにも、ボランティア情報を高齢者に。特に、男性高齢者の経験や知識を生かしてほしい。」との趣旨のご意見がありました。目指すまちの姿では、高齢者の社会貢献活動について記述しており、ご意見と合致しています。



認知症サポーター養成講座  
区内在住・在勤・在学の方を対象に、認知症について正しく理解し、認知症の方やそのご家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」を養成する講座を開催しています。



「ぬくもりだより」の配布  
75歳以上の一人暮らしの方を対象に、地区の民生委員や配布員がご自宅を訪問し、情報紙「ぬくもりだより」を配布しています。

「地域密着型の医療が重要である」「在宅医療を支える医療体制が必要である」との趣旨のご意見がありました。施策の方向性では、在宅医療の支援を充実するとしており、ご意見と方向性は合致しています。

施策の方向性

<地域包括ケアシステムの推進に向けて>

- ・自助力の向上への支援、地域で活動する多様な担い手との協働による在宅生活への切れ目のないサービスの実現、そして、地域のニーズとサービスや社会資源が的確にコーディネートされる取組を進めていきます。
- ・保健、福祉、生涯学習、都市計画等の行政部門はもとより、区と多様な関係機関による情報や目的を共有した連携など、お互いの立場を尊重しながら、互いに役割を担う関係性を深め、取組の効果を相乗的に高めていくしくみづくりを推進します。

<高齢者総合相談センターの機能の充実>

- ・高齢者総合相談センターと関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図るとともに、地域ケア会議を活用した多職種協働による個別ケースの検討や、関係機関による地域課題の検討を行うなど、地域ネットワークの構築を進めます。

<高齢者を地域で支えるしくみづくり>

- ・支え合いの活動主体となる人材の確保、育成を行うなど、区民が主体的に地域の担い手となって、高齢者の生活を支援する体制を整備していきます。
- ・高齢者の居住の安定を図るため、効果的かつ効率的な手法により、高齢者の入居支援を行います。

<健康づくりと介護予防の推進>

- ・高齢者の特性を踏まえて、健康づくりの様々な啓発や機会の提供を行います。また、介護予防については、地域で介護予防に継続して取り組める体制づくりを進め、介護が必要となる状態をできる限り防ぐとともに、要支援の状態であっても現在の状態の維持と改善を図るための支援を行います。

「健康指導が重要である」との趣旨のご意見がありました。施策の方向性では、健康づくりの様々な啓発等を行うとしており、ご意見と方向性は合致しています。

<在宅療養支援体制の充実>

- ・病院、診療所、歯科診療所、薬局等の在宅療養を支える医療ネットワークを構築するとともに、医療と介護の連携を強化するため、ケアマネジャー、介護サービス事業所担当者などを含めた多職種連携を推進します。
- ・在宅医療に関する相談体制の充実を図るとともに、区民や関係機関に対して医療と介護に関する情報を提供していきます。
- ・区民が自分らしい最期を選択できるように、「緩和医療・ケア」や「看取り」など在宅療養についての正しい知識を学び、考えることができるよう、広く普及啓発を行います。

<認知症高齢者への支援体制の充実>

- ・認知症の人やその介護者の視点を重視しつつ、認知症の早期発見・早期診断体制の推進や、認知症に関する医療と福祉、介護の連携強化を図るとともに、認知症に関する相談体制の充実や認知症についての正しい知識の普及を行います。

<介護保険サービスの基盤整備>

- ・介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアのさらなる推進に向けて、介護を要する高齢者の在宅生活を支える地域密着型サービスの基盤整備を図っていきます。その上で、今後の高齢人口の増加も踏まえ、在宅生活が困難となった方のために特別養護老人ホームの整備も行っていきます。

取組状況・成果

<障害者グループホームの設置促進>

- これまでに、グループホーム（知的）7所、グループホーム（精神）10所を整備しており、第三次実行計画（28・29年度）においても、民設民営方式による整備を進めています。
- グループホームの建設補助等については、知的障害者だけでなく身体障害者・精神障害者のグループホームにも対象を拡充しました。

<障害者の地域生活支援体制の構築>

- 区有地を活用し、主に知的障害者を対象とした入所支援施設「シャロームみなみ風」（平成27年3月開設）を、民設民営方式により整備し、施設入所支援、生活介護及び生活訓練、相談支援、ショートステイ等を実施しています。

<障害を理由とする差別の解消の推進>

- 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。
- 区では職員が適切に対応する為に「職員対応要領」を作成し、職員研修を実施しています。

<障害者就労支援の促進>

- 障害者就労支援事業、受注センター事業、コミュニティショップ運営事業等を勤労者・仕事支援センターで実施しています。

現状・課題

<障害者の地域生活支援体制の構築>

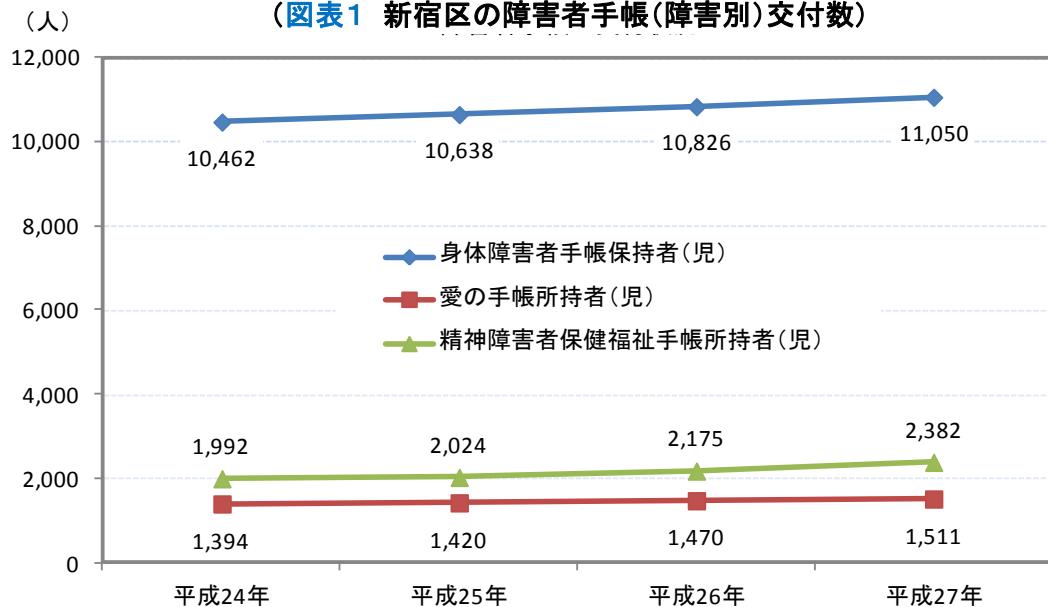
障害のある方が地域で安心した生活を送り続けることができるよう、相談体制や緊急時の受入体制などの居住支援機能をより一層強化していく必要があります。

<障害を理由とする差別の解消の推進>

障害の有無によって分け隔てられることなく、いきいきと暮らし続けられるように、さらなる障害の理解の促進が必要です。

新宿区の障害者手帳の交付状況（平成27年度）をみると、身体障害者手帳が11,050人、愛の手帳が1,511人、精神障害者保健福祉手帳が2,382人となっており、いずれも緩やかな増加傾向にあります。

（図表1 新宿区の障害者手帳(障害別)交付数)



介助や支援が必要なこととしては、全体では、「調理・掃除・洗濯等の家事」が29.4%、「区役所や事業者等の手続き」が28.5%、「日常の買い物」が21.7%となっています。知的障害では、ほとんどの項目で介助や支援が必要だと回答している人の割合が高くなっています。「介助や支援は必要ない」と回答している人の割合は、全体では32.6%です。

資料)「新宿区障害者生活実態調査報告書」(平成26年3月)

目指すまちの姿・状態

障害の重度化、障害者の高齢化や親亡き後を見据えて、障害者が住み慣れた地域で生活するため、地域でだれもが尊厳を持って暮らし続けられるまちをめざします。

さらに、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生涯にわたって社会に参加できるように、区民が互いに社会参加を支援し合う関係づくりをめざします。

施策の方向性

<障害者グループホームの設置促進>

- 地域で安心して生活を継続できるよう、区が障害者グループホームの設置促進を行います。

<障害者の地域生活支援体制の構築>

- 障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を検討し、障害者がいつでも相談ができ、地域で安心して暮らし続けられよう支援します。

- 区内障害者施設を活用したネットワークを構築することにより、障害者を支える仕組みを整備します。

<障害者就労支援の促進>

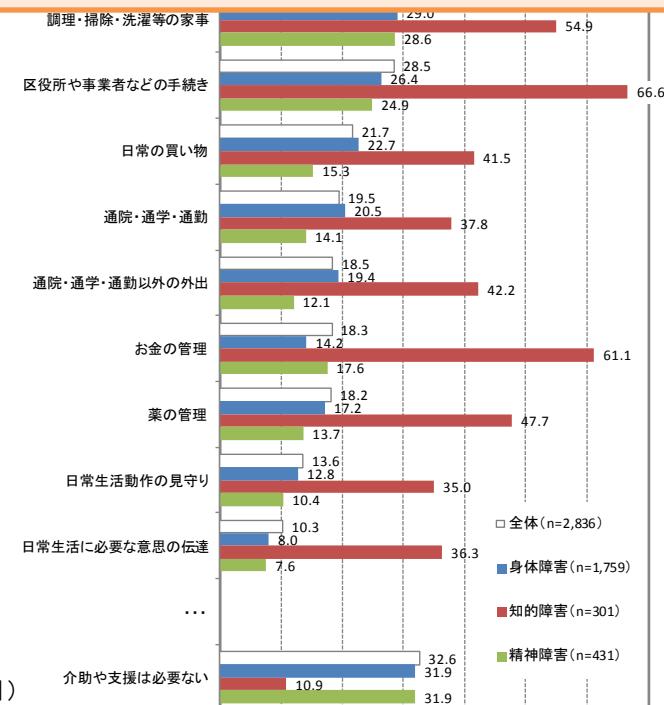
- 障害者の就労の機会拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、障害者の自立と社会参加を一層促進していきます。

「地域で支えるサービスを増やす。横断的な対応が求められる。」との趣旨のご意見がありました。施策の方向性では、施設の設置促進や支援体制を構築するとあり、ご意見と方向性は合致しています。



入所支援施設「シャロームみなみ風」

「就労等により、障害者が未来にいきいきと暮らせる」との趣旨のご意見がありました。施策の方向性では、障害者の就労支援について記述しており、ご意見と方向性は合致しています。



## 取組状況・成果

### 【多様な子育て支援ニーズへの対応】

・子ども・子育て支援新制度に基づき、新宿区子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月策定）を策定し、保育施設の整備のほか様々な子育て支援事業を計画的に実施しています。

### 【待機児童の解消】

・平成20年度からの10年間で保育定員を3,347人拡大するなど、保育の量の確保に取り組むほか、一時保育などの多様な保育ニーズへの対応にも取り組んでいます。また、保育指導検査の実施などによる適正な運営のための支援や保育士の確保・育成の支援を行っています。  
 ・保護者の就労の有無に関わらず就学前の子どもに対し一体的な教育・保育を行い、地域と家庭の子育て力の向上を図るため、平成20年度からの10年間で子ども園13園を保育需要や地域事情、地域バランス等を考慮し、整備しました。

### 【放課後の居場所の充実】

・全区立学童クラブの児童指導業務を民間委託し、利用時間を平日の午後7時まで、また、小学校の長期休業期間中は午前8時からに拡大しました。さらに、対象年齢を小学校6年生までとしました。  
 ・全区立小学校に開設している放課後子どもひろばについて、必要な地域で利用時間の延長や学童クラブ機能付きなど機能の拡充を行っています。

### 【地域における子育て支援サービスの充実】

・平成23年4月、総合的な子育て支援の拠点施設として「子ども総合センター」を設置し、子どもと家庭の総合相談、児童コーナー、学童クラブ、発達に心配のある子どもへの発達支援などを行っています。また、中落合子ども家庭支援センターに加え、3所の子ども家庭支援センターを設置し、子ども総合センターとあわせて、子育ての総合相談や児童虐待防止の体制を強化しました。

### 【子どもから若者までの切れ目のない支援の充実】

・子どもから若者へ成長する過程で支援を途切れさせず問題解決につなげるため、関係機関が情報共有、支援の協議や調整を行う「子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置しています。  
 ・子ども・若者に係る相談を受ける窓口15所を「子ども・若者総合相談窓口」として整備し、幅広い分野にまたがる相談について連携する体制を取っています。

### 【ひとり親家庭の生活向上支援の充実】

・ひとり親家庭について、母子・父子自立支援員による総合的な相談支援を行っています。  
 ・就労相談に専門に対応する自立支援プログラム策定員を設置しています。

### 【妊娠期からの子育て支援】

・保健センター、健康づくり課では妊婦との看護職面接体制を整えました。面接時に、母親学級や両親学級、はじめまして赤ちゃん事業(妊婦と産婦の情報交換の場)等の妊娠期からの役立つ情報提供を行い、支援が必要な妊婦には地区担当保健師等による個別支援を行う等、妊娠期からの切れ目のない支援につないでいます。  
 ・保健センターで実施している乳幼児健診等の際に絵本の読み聞かせと絵本の配付を行い、親子がふれあい楽しく育児にたずさわり、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援しています。

## 現状・課題

### 【多様な子育て支援ニーズへの対応】

・多様化するニーズをふまえ、子育ての負担感や孤立感を軽減・解消するよう支援するためのサービスの充実を図るとともに、それらの情報を確実に届けることが必要です。  
 ・乳幼児期における質の高い教育・保育内容の提供に向けた取組みが引き続き求められます。

### 【待機児童の解消】

・地域の実情に即した保育施設等を多様な手法により整備し、保育定員の拡大を図ることで待機児童の解消を目指すとともに、働きながら安心して子育てできる環境づくりを行う必要があります。  
 ・保育園等の適正な運営の確保が一層重要です。また、保育士確保を支援する取組みの継続や、特別な配慮を必要とする乳幼児など発達の度合いに応じた適切な保育を行うための保育士のスキル向上が必要です。

### 【子どもの居場所づくり】

・放課後の子どもの居場所は、家庭の状況や子どもの自立度などに応じた事業展開が求められます。  
 ・子どもたちの健やかな成長に資する、公園や遊び場等の環境整備と遊びの機会の充実が重要です。

### 【特に配慮を要する子どもへの対応】

・特に配慮や支援が必要な子どもと家族のため、乳幼児期から高校卒業後までの継続した切れ目のない支援体制を整備するとともに、増加する相談件数や多様化するニーズに適切に対応する必要があります。  
 ・早期の支援開始と学習環境等の整備に加え、子どもの多様な特性について周囲の理解を深めることが重要です。

### 【地域で支える子育て支援体制の構築】

・子どもたちが犯罪や事故等の危険にさらされる事例が多くなっており、子どもたちが地域で安全に遊び、過ごせるような環境の整備が重要となっています。  
 ・子育て支援の活動に区民が気軽に参加できる機会の増大や、活動展開の支援を行うことで、子育てを支え合う環境づくりを広げていくことが求められます。

### 【子どもの権利の尊重】

・虐待やいじめ、子どもの性の商品化など、子どもが人として尊ばれ守られる権利が侵害されています。  
 ・虐待等への迅速できめ細かな対応のため、児童相談所の区への移管を着実に進める必要があります。

### 【ひとり親家庭の支援の充実】

・ひとり親家庭における個々の世帯の多様かつ重層的なニーズや課題を踏まえた、きめ細かな情報提供や支援が必要です。

【貧困世帯への支援】・貧困世帯での世代間の負の連鎖を解消させる必要があります。

### 【子どもから若者までの切れ目のない支援の充実】

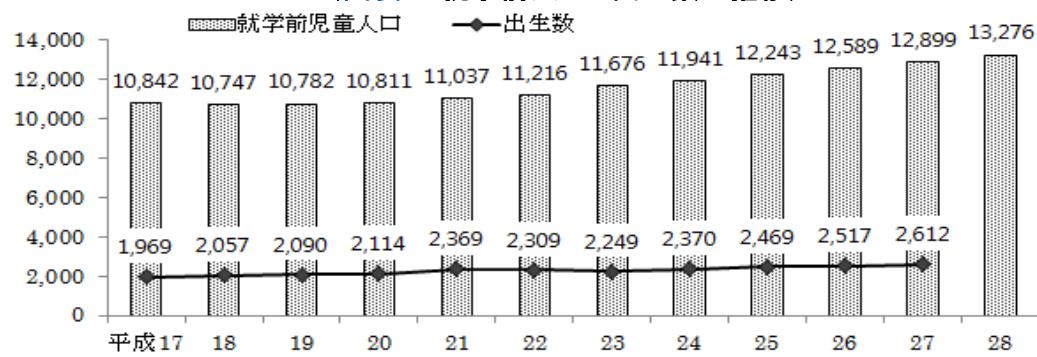
・社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者が増加している中、幼少期から社会的に自立した若者に成長するまで切れ目のない支援を継続することが必要です。

### 【妊娠期からの子育て支援】

・すべての妊婦に対し、切れ目のない支援を行っていくためには、妊娠届出時等の看護職面接率の向上等、妊娠初期からの支援の充実が必要です。

新宿区の就学前人口は、近年増加傾向を示しています。出生数についても、近年微増傾向が続いています。

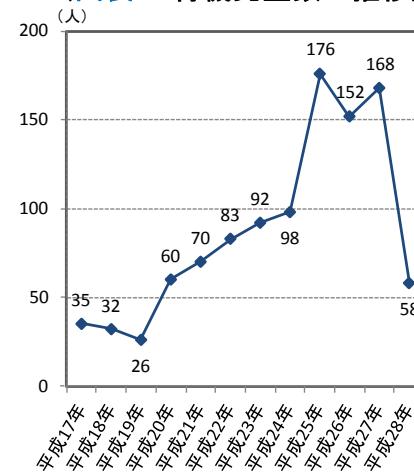
（図表1 就学前人口と出生数の推移）



※出生数は1月から12月までの合計値です。(外国人を含む)  
 出典：(就学前人口)住民基本台帳(各年4月1日)、(出生数)新宿区資料 各年

新宿区の待機児童数は、平成19年以降増加傾向にありましたが、平成28年4月の待機児童数は58名まで減少しました。23区の中では2番目に低い数字となっています。

（図表2 待機児童数の推移）



（図表3 待機児童数の都区部比較）



目指すまちの姿・状態

妊娠期からすべての子育て家庭にきめ細かに支援が行われ、子どもを安心して生み、育てられる環境が実現しているとともに、次代を担うすべての子どもたちが健やかに自分らしく成長していけるまちをめざします。

また、思春期以降、世帯形成期までの支援を必要としている若者に対しても、子育て期から切れ目なく支援が行われるまちをめざします。

地域や子育てを支援する人々の子育て支援の輪を広げ、みんなで子どもの育ち・子育てを支え合える環境を実現するとともに、新しい出会いと世代を超えた交流が生まれるまちをめざします。

「働く親が子供を保育園に入れやすい環境を作る」「待機児解消は量の確保と質の向上が必要」との趣旨のご意見と、方向性は合致しています。

『「多様さ」だけではなく、「親と子の育ちの場を作る子育て支援」のような質に関わる内容があると良い』との趣旨のご意見を受け、記述を加えました。

施策の方向性

【多様なニーズへの対応と親と子の育ちの場を作る子育て支援】

- すべての子育て家庭が、地域の中で安心して子育てできるよう、多様な子育てニーズに対応できるサービスの充実を図り、必要なサービスを選択し、気軽に利用できるしくみを実現していきます。
- 保護者のニーズに合った子育て支援サービスのコーディネートや、適切な機関につなげることにより、保護者の子育て負担感の軽減を図っていきます。
- 様々な子育て支援サービスが、子どもの育ちの場であるとともに、親の育ちを促していく場となるよう、内容の充実を図っていきます。

【待機児童の解消】

- 地域の実情に即した保育施設やサービスを多様な手法により整備し、利用を希望する人がそれぞれのニーズに応じて利用できるような環境を整えていきます。
- 乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるため、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育内容の提供に向け、引き続き、保育士の確保も含め保育園等の適正な運営を支援していくほか、保育士の資質の向上を図っていきます。

【子どもの居場所づくり】

- 放課後の子どもの居場所については、多様化する家庭環境や子どもの成長段階に合わせて選択できるよう、充実を図っていきます。
- 地域の中に、子どもが様々な体験や遊びができる環境や機会をつくっていきます。遊びや自主的な活動などを通して、幅広い年齢の子どもたちが互いに影響し合いながら豊かに育ち合い、のびのびと成長する力を伸ばしていきます。

【特に配慮を要する子どもへの対応】

- 特に配慮や支援が必要な子どもと家族について、子どもの成長段階や家庭環境に応じた切れ目のない支援を早い時期から行うとともに、多様化するニーズに適切に対応するため、福祉、保健、教育、医療などの関係機関の連携を強化し、個々のニーズに応じたサービスを提供していきます。また、子どもの多様な特性について、周囲の理解を深めるための啓発を図っていきます。

【地域で支える子育て支援体制の構築】

- 子どもの成長と子育て家庭を支援する地域の力を育み、家庭・地域・学校が手を携えて子どもを育てる仕組みや多世代による交流活動などを充実させ、子育てを社会全体で支える環境づくりを進めていきます。また、関係機関が連携し、子どもたちを犯罪や事故から守る活動の推進、環境問題への取り組みや居住環境の整備などにより、子育てしやすいまちの実現をめざします。

【子どもの権利の尊重】

- 子ども自身及び保護者が子どもの権利や人権についての理解を深める取組みを進めるとともに、子どもが自らの意見を表明する機会を持ち、区政への参画意欲を高める取組みを行っていきます。また、悩みを持つ子ども自身や保護者が気軽に相談できる仕組みを強化するとともに、いじめや虐待から子どもを守る支援の充実を図ります。
- 居住実態の把握を含め、子どもに関する様々な相談に総合的に対応し、一貫した支援を行えるよう、関係機関が必要な情報交換を行うとともに、支援の内容を協議し、必要なサービスの調整、見守り等を行っていきます。
- 区の児童相談所を設置し、児童相談行政を一元的に行うことにより、児童虐待対応等を迅速かつ適切に行います。

【ひとり親家庭の支援の充実】

- ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を進め、個々の世帯状況に応じた継続的、計画的な寄り添い型の支援を行っていきます。

【貧困世帯への支援】

- 貧困世帯の負の連鎖など、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、地域の人々や支援する団体との連携を進め、きめ細かな支援を総合的に推進していきます。

【子どもから若者までの切れ目のない支援の充実】

- 子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目なく支援するための体制づくりや施策を総合的、包括的に実施し、若者が地域や社会の中で孤立することなく、自分らしく生きるための支援を行っていきます。

【妊娠期からの子育て支援】

- すべての妊婦が、安心して妊娠期を過ごせ、出産、子育てが行えるよう、妊娠期から不安やリスクを把握し、切れ目のない支援を充実していきます。
- 絵本でふれあう子育て支援事業を継続して実施し、子どもの心健やかな成長を促していきます。

「若年層や母子家庭が高齢になって生活保護を受けないように、若い時からの支援が必要」との趣旨のご意見がありました。施策の方向性では、ひとり親家庭の支援等の記述があり、ご意見と方向性は合致しています。

(新宿区次世代育成支援計画(第三期)  
新宿区子ども・子育て支援事業計画)

「地域や家庭での子育ての支援も重要」との趣旨のご意見がありました。施策の方向性では、地域や家庭での子育て支援についても記述しており、ご意見と方向性は合致しています。ご意見を踏まえ、地域の中で安心して子育てできるよう、多様な子育てニーズに対応できるサービスの充実を図ります。



『子どもたちを取り巻く環境にて、「体験」の機会が損なわれている。危険排除の観点から道具の選択肢が少なく、躍動感に欠ける。生活圏から危険を排除することは大切だが、バランスも大切。「経験値」の底上げを図るために、行政と地域が連携してその機会を提供する必要がある。』との趣旨のご意見がありました。施策の方向性では、子どもの居場所づくりや、地域で支える子育て支援について記述しており、ご意見と方向性は合致しています。ご意見を踏まえ、交流活動などを充実させ、子育てを社会全体で支える環境づくりを進めていきます。

## 取組状況・成果

### 【学校の教育力の向上】

- 学校の教育力の向上を図るため、教育課題研究校による研究・発表を通じて、教職員の資質向上に努めています。また、学校支援アドバイザーによる若手教員への指導や、年次研修・ミドルリーダー研修の実施により、教員の授業力や学校の組織力の強化を図っています。
- 各学校において、子どもの実態や地域の教育資源をいかした創意工夫ある教育活動を展開しています。
- 各学校に学習指導支援員を配置し、児童・生徒の実態に応じたきめ細かな指導を行っています。
- 学校評価の方法を改善し、組織マネジメントとしての学校評価を構築するとともに、これをいかした教育計画づくりが各学校で定着しています。

### 【特別な支援を必要とする児童・生徒への支援】

- 発達障害のある児童・生徒の支援のため、専門家による巡回相談及び特別支援教育推進員の派遣・増員を行うとともに、平成28年度から全小学校に特別支援教室「まなびの教室」を開設し、支援体制を強化しました。
- 外国にルーツを持つ子どもたちが日本の学校生活に慣れ、日本語の授業を理解できるようにするため、大久保小学校に加えて、平成25年度、新宿中学校に日本語学級を設置しました。また、教育センターで通所による集中指導を行ったり、日本語サポート指導員を学校へ派遣し、個別に指導するなどの支援を行っています。さらに、平成28年度からは中学3年生を対象に進学支援を行っています。
- 不登校対策を推進するため、不登校対策委員会を開催するとともに、各学校で不登校対策マニュアルを活用した指導を行いました。また、平成26年度に学校問題支援室を設置し、いじめや不登校等への学校の対応支援を強化しました。

### 【学校施設や教育環境の整備】

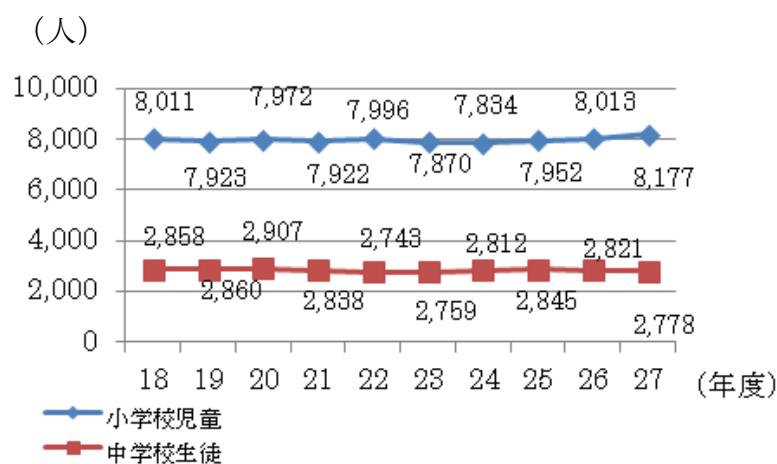
- 学校図書館司書等の配置及び巡回支援等を全区立学校で行うことにより、児童・生徒への読書案内を強化するとともに蔵書の計画的な更新を図るなど、学校図書館の質的・量的な充実を図っています。
- 就学前の子どもの数の増加傾向や子どもに対する安全・安心の配慮の高まりへの対応、地域との連携による学校運営等、時代の変化に対応した教育環境を整備し、児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい学校づくりを進めています。
- 学校給食調理施設の作業環境面や衛生面から各学校の緊急性を見極めつつ、ドライ化又は空調整備の改修を進めるとともに、新しい調理機器の導入を進めました。
- 各学校の状況を考慮しながら、可能な範囲で天然芝生による校庭緑化、屋上緑化、太陽光発電設備の設置、ピオトープの整備等のエコ化の改修を行うとともに、適切な維持管理を行っています。

### 【公私立幼稚園における幼児教育等の推進】

- 平成27年10月に「区立幼稚園のあり方の見直し方針」を策定・公表し、3年保育の充実や預かり保育の実施等、本方針に基づく就学前教育の充実に向けた取組みを進めています。

小学校の児童数は、平成24年度までは減少していましたが、それ以降、回復基調が続き、平成27年度は、8,177人となり、平成13年頃とほぼ同水準になっています。小学校数は、平成19年以降29校となっています。中学校の生徒数は、2,800人前後でほぼ横ばいで推移しています。中学校数は、平成23年以降10校です。なお、小学校・中学校とも、外国人児童・生徒数は増加傾向にあります。

（図表1 新宿区立小学校の児童・生徒数の推移）  
（最近10年間各年5月1日現在）



### 【地域協働学校(コミュニティ・スクール)の推進】

- 各小・中学校の地域協働学校への指定が着実に進み、各学校が地域住民や保護者等と連携・協働して学校運営や学校評価を行っています。

## 現状・課題

### 【学校の教育力の向上】

- 人や情報のボーダーレス化、技術開発競争の激化等、変化の激しい時代を担う子どもたちが、社会において自立的に生きていくことができるよう、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身に付ける教育を行っていく必要があります。
- 子どもたちにとってよりよい教育環境を実現するため、若手教員の授業力の向上や、ノウハウの継承等、教員の資質・能力の向上を図るとともに、教育施設を子どもたちが学習し生活する場所として適切に管理していく必要があります。また、就学制度について検証を行い、適切な運営を図っていく必要があります。

### 【公私立幼稚園における幼児教育等の推進】

- 少子化の進展や働き方の多様化等、教育を取り巻く環境が大きく変化する中で、多様化・複雑化する就学前教育へのニーズに対して、公私立幼稚園が緊密な連携のもとに対応していく必要があります。

### 【家庭や地域とともにすすめる学校づくり】

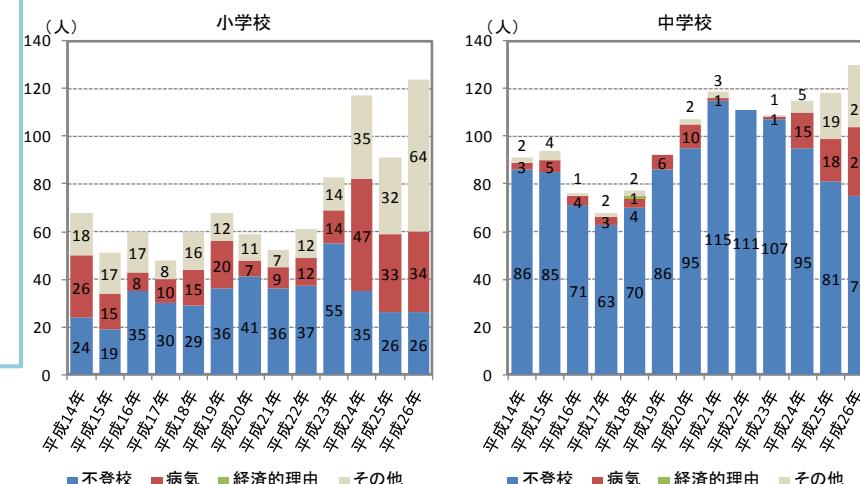
- 教育に対する多様な要請に応え、地域に開かれた信頼される学校を実現するため、保護者や地域住民の意見を反映させ、それぞれの地域の創意工夫を活かした学校づくりを進める必要があります。また、新宿の伝統・文化を積極的に取り入れ、地域に根ざした教育を進めていくとともに、保護者の家庭教育における自らの役割や重要性の認識を高めていく必要があります。
- 子どもを巻き込んだ事件や事故、インターネット等の利用に伴う危険から子どもを守るとともに、子ども自身が安全について正しく判断できるようにする必要があります。また、保護者や地域との連携・協力により、子どもの安全を守る意識を高めていく必要があります。

### 【特別な支援を必要とする児童・生徒への支援】

- いじめや不登校等の学校問題に積極的にかかわっていく必要があります。また、ひきこもり・不登校の出現ゼロを目指し、各学校等による取組みを充実させるとともに、こうした取組みを支援していく必要があります。
- 障害のある子どもたちに対して、個別のニーズに対応した、幼児期からの一貫した教育的支援を行っていく必要があります。また、外国にルーツを持つ児童・生徒等が日本の学校生活に慣れ、十分に学ぶことができるよう支援していく必要があります。

新宿区における不登校者数は小学校・中学校のいずれも、人数・出現率とも減少の傾向にあります。平成26年度の不登校者の出現率は小学校で0.32（26名）、中学校で2.61（75名）と、全国平均（小学校0.39、中学校2.76）を下回る数値となっています。

（図表2 児童・生徒の長期欠席者の推移）



## 目指すまちの姿・状態

新宿区の子どもたちが自ら学び、考え、行動できる「生きる力」を育むとともに、地域の人々とのつながりの中でのびのびと健やかに育ち、新宿に誇りと愛着を持てる人として成長し、自立した個人として他者ととともに次代の社会を担うことができるまちをめざします。

このため、子どもの育ち・学び・自立を地域とともに支えるとともに、子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育に取り組みます。また、新宿のまちに学び、家庭や地域とともに教育をすすめる、時代の変化に対応した子どもがいきいき学ぶ教育環境の整備に取り組みます。

## 施策の方向性

新しい時代に求められる資質・能力を育成するため、就学前及び9年間の義務教育を通じたより質の高い、地域に開かれた教育を推進していきます。

### 【学校の教育力の向上】

- 子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育を実現します。子どもの思考力・判断力・表現力等を育む習得・活用・探究型の学習指導を実践するとともに、その基盤となる言語・体験活動を充実します。また、異文化との共存や国際協力、環境問題といった地球規模での課題解決のための科学技術系の人材育成が求められていることに対応し、外国語教育や理数教育の充実を図ります。
- 教育課題研究校による研究・発表等を通じて、教員が自ら学ぶ学校を推進するとともに、学校支援アドバイザーの派遣等により、若手教員やミドルリーダーの指導・育成を図ります。**学校経営力やOJT等による教員の授業力の強化・向上に向けた校内の組織的な取組みを支援し、子どもや家庭を取り巻く環境の変化等に伴い複雑化・多様化する課題を学校が組織的に解決していくことができるよう支援していきます。**

### 【東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進】

- グローバル社会を担う子どもたちが様々な体験・学習を通して心身ともに豊かに成長し、多様性を尊重しながら国際的な視野をもって活躍できる人になることを目指し、国際理解教育や英語教育を充実するとともに、障害者への理解やスポーツへの関心を高めるなどの取組みを推進します。

### 【就学前教育の推進】

- すべての子どもが健やかに成長するよう、幼児期の特性に応じた質の高い幼児教育を推進します。
- 就学前から小学校への連続性を重視した滑らかな接続を図るため、関係機関とともに、連携教育を推進していきます。
- 「区立幼稚園のあり方の見直し方針」に基づき、区立幼稚園を適切に運営していくとともに、私立幼稚園とより一層の連携を図り、保護者の選択の幅を広げていきます。

### 【家庭や地域とともにすすめる学校づくり】

- 学校評価制度の活用や地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進により、地域住民や保護者が学校運営に参画する、開かれた学校づくりのしくみを推進していきます。
- 地域の人材や歴史・文化等、さまざまな地域資源の活用を図ることで、新宿のまちの特性を活かすとともに、多様な形態による家庭の教育力の向上を支援していきます。

### 【時代の変化に対応した教育環境づくりの推進】

- 子どもたちが安心して学べるよう学校施設の保全・改修を行うとともに、環境に配慮した学校施設を整備推進していきます。
- 子どもが安全に関する情報を正しく判断し、行動することができるよう、安全教育や情報モラル教育を推進していきます。また、学校や通学路において、子どもの安全を守る環境整備を進めていきます。

### 【特別な支援を必要とする児童・生徒への支援】

- 学校問題支援室を中心に、いじめや不登校等に対する学校の対応を総合的に支援するとともに、問題行動等に対する取組みを学校と教育委員会が一体となって推進していきます。
- 発達障害があるなど特別な支援を要する子どもに対して、特別支援学校や各小学校に設置した特別支援教室等により、個別の教育的ニーズに応じた指導及び支援を充実していきます。また、外国籍等、日本語能力が十分でない子どもに対する日本語サポート指導を推進していきます。

（特別支援教室「まなびの教室」での授業の様子）



「幼・小・中が一貫して、生きる力を培っているイメージが欲しい」との趣旨のご意見を踏まえ、施策の方向性の冒頭に、各施策に係る方向性の総括を記述を加えました。

（学校図書館の活用）



「若い教員が指導で悩むことも多い」との趣旨のご意見など、教育に関するご意見を踏まえ、授業力強化・向上と課題を組織的に解決といった記述を加えました。

「幼稚園・保育園・認定こども園等の施設で、質の高い就学前の教育・保育の提供」との趣旨のご意見を踏まえ、修正及び記述を加えました。

「地域協働学校は、まち全体で子どもを育てていけるように、大人も成長できる場として推進していくことで効果的になる。施策全体は賛成。」との趣旨のご意見と、方向性は合致しています。ご意見を踏まえ施策を推進します。

（中学生と地域の防災訓練）



（通学路の防犯カメラ）



「学校選択制は見直す必要あり」との趣旨のご意見がありました。施策の方向性では、学校選択制度を状況の変化に合わせて運用するとしています。

「教員・生徒・保護者が、よりよい学校をめざし何ができるかといった視点での学校評価の改善も有効」との趣旨のご意見がありました。区では、学校の自己評価、保護者や地域住民等による関係者評価、学識経験者による第三者評価を実施しています。ご意見は今後の参考とします。

取組状況・成果

<生活困窮者の自立支援の推進>

・平成27年4月施行された生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困っている方からの相談に対応する「生活支援相談窓口」を開設し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給及び就労準備支援事業等の各種支援事業を実施しました。また、支援にあたっては、一人ひとりの状況に応じた自立支援計画を作成し、関係機関等と連携して、各種支援事業を効果的に活用した包括的で寄り添い型の支援を行い、生活困窮者の自立支援を推進しました。

<生活保護受給者の自立支援の推進>

・最後のセーフティネットとして生活保護制度により最低限度の生活を保障するとともに、個々の生活保護受給者の状況把握を適切に行い、専門的な知識を持つハローワークや民間、就労支援員等と連携し、支援対象者に対して「経済的自立」を目指した就労支援を実施しました。また、「日常生活自立」「社会生活自立」を図るためにNPOと連携し、支援対象者の基本的な生活習慣を確立するとともに、小・中学生が健全な学校生活を送れるよう、きめ細やかな自立支援を行いました。

<ホームレスの自立支援の推進>

・「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」に基づき、ホームレスに対する総合的な相談や就労支援等、ホームレス一人ひとりにあったきめ細やかな自立支援を行いました。継続的な取組みにより、新宿区のホームレス数は大きく減少しました。また、元ホームレスの生活保護受給者に対して、社会資源の活用、地域生活の安定促進をきめ細やかにを行い、再び路上生活に戻らないよう支援をしました。

現状・課題

<生活困窮者の自立支援の推進> <生活保護受給者の自立支援の推進>

・毎日の生活の中で、または長い人生において、誰もが障害や疾病、高齢化、失業等による生活困窮などにより、一人ひとりの努力だけでは解決できず、何らかの支援を必要とすることがあります。自立して生活することが困難な状況に陥った人々に対し、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな対応が必要です。

・失業等により生活困窮している人は、経済的な問題のみならず社会的な孤立や医療問題など複合的な課題を抱える場合があり、本人だけではなく世帯全体の問題として解決していく必要があります。

<ホームレスの自立支援の推進>

・ホームレス数は減少傾向にありますが、ホームレス問題は、単に公園や道路等から退去するだけでは根本的な解決には至りません。ホームレスの自立に向けて、それぞれの態様、段階に応じた総合的な支援を行うことが必要です。

目指すまちの姿・状態

障害や疾病、高齢化、失業等による生活困窮など様々な境遇にあっても、区民一人ひとりが尊重され、地域の中で自立した生活を営み、その人らしく安心して心豊かに暮らし、ていけるまちをめざし、区はセーフティネット機能の充実を積極的に図っていきます。

「生活保護になる前の支援や受け皿が重要」との趣旨のご意見と、方向性は合致しています。「就業後のフォローアップが重要」「再チャレンジのための支援」との趣旨のご意見についても施策の方向性と合致しており、ご意見を踏まえ取り組むこととなります。

施策の方向性

<生活困窮者の自立支援の推進>

・生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことにより、問題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図り、重層的なセーフティネットを構築します。また、生活困窮者への支援を通して、様々な分野の社会資源の連携を促進し、生活に困窮している人を早期に把握し、多様で複合的な課題を解きほぐしながら、本人の状況に応じて必要な支援を行うことにより、生活困窮状態からの脱却を図ります。

<生活保護受給者の自立支援の推進>

・最後のセーフティネットとして生活保護制度が機能し、すべての区民が個々の状況に合わせて自立し安定した生活を送れるよう、就労や地域への社会参加などそれぞれの人に合ったきめ細やかな支援を行います。

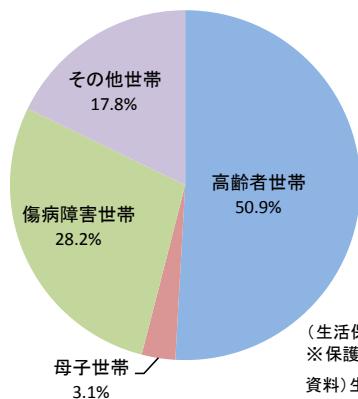
<ホームレスの自立支援の推進>

・ホームレスに対しては、国や東京都及び他の特別区、地域住民、NPO等と連携を深め、路上生活からの脱却を促すため、粘り強く支援を行います。また、個々の状況に合わせたきめ細やかな就労支援、生活支援を行い、元ホームレスの再路上化を防止していきます。

「生活保護受給者の生活設計支援のしくみ・体制」との趣旨のご意見と、方向性は合致しています。具体的に事業を進めていくこととなります。

(図表1) 類型別生活保護受給世帯割合(平成27年3月)

生活保護受給世帯の内訳をみると、高齢者世帯50.9%と約半分を占めています。

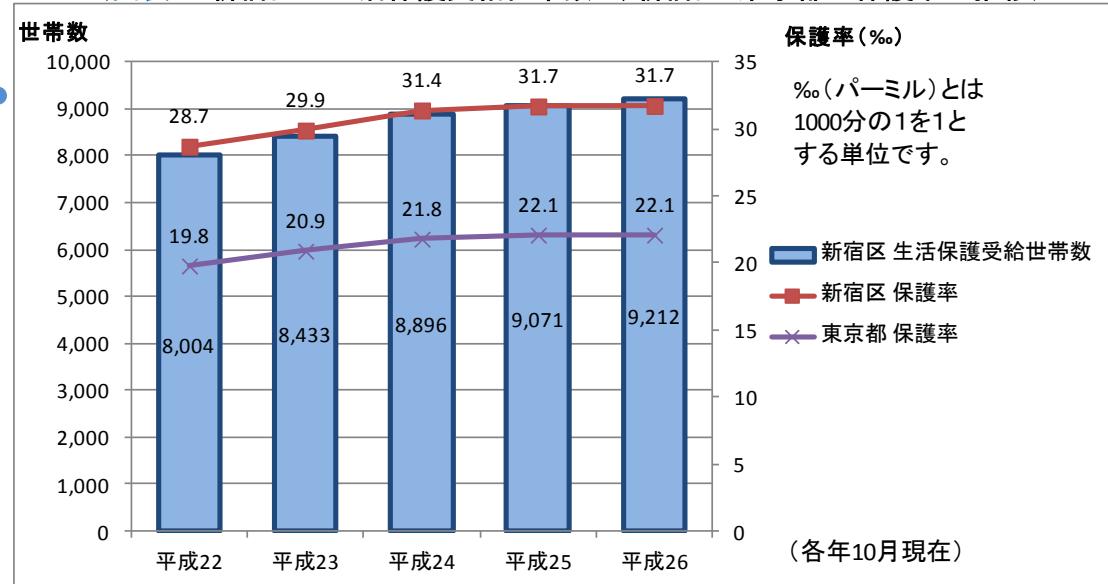


(生活保護受給世帯数:9,153世帯)  
※保護停止中の世帯を除く  
資料)生活保護統計資料/区ホームページ

・新宿区の生活保護受給世帯数は微増傾向、保護率(被保護人員÷全人口×1,000)は、横ばい傾向にあります。

・新宿区の保護率は東京都よりも高い水準です。

(図表2) 新宿区の生活保護受給世帯数と、新宿区・東京都の保護率の推移



取組状況・成果

【男女共同参画の推進と多様な生き方を認め合う社会づくり】

- ・「第二次男女共同参画推進計画」（平成24年～平成29年）を策定し、取り組んでいます。なお、社会経済状況変化等に伴う課題への対応や女性活躍推進法の施行、第三次実行計画等との整合性を確保するため、平成28年3月に事業内容、指標の見直しを行いました。
- ・男女共同参画センター（ウィズ新宿）を中心に、区民、事業者及び地域団体の取組みを支援しています。
- ・男女共同参画の意識啓発を図るため、様々なテーマを取り上げて年間20回程度の講座を開催し、受講者から高い評価が多く寄せられています。
- ・啓発誌「ウィズ新宿」を、公募区民等を編集委員とし年3回発行しています。
- ・小学校高学年向け男女共同参画啓発誌の発行及び配布し、男女共同参画に対する意識の啓発を図っています。

【区政における女性の参画の促進】

- ・区政に女性の意見を反映させるため、各種審議会における女性委員の登用を促進させるとともに、女性委員の比率調査を実施し、参画状況を把握しています。
- ・区は特定事業主として、「次世代育成支援対策推進法」に基づく第3期特定事業主行動計画『新宿区職員の仕事と子育て両立支援アクションプラン（27年度～31年度）』及び「女性活躍推進法」に基づく『第1期女性職員活躍のための特定事業主行動計画（28・29年度）』の数値目標達成に向けた取り組みを、地域に率先して行っています。

【配偶者等からの暴力の防止】

- ・配偶者等からの暴力（DV）の啓発講座について、支援者向け、学生やその保護者向けなど内容や対象者を工夫して実施し、意識の普及や防止に向けた啓発に取り組んでいます。

【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進】

- ・ワーク・ライフ・バランスにかかる企業の取組を推進するため、推進企業認定制度を実施しています（H27年度末現在：推進認定企業44社）。また、特に優れた取組を行っている企業については、ワーク・ライフ・バランス推進優良企業として表彰しています。
- ・協働事業提案制度による実施事業「働きやすい職場づくりの情報発信」で、セミナーの開催やワーク・ライフ・バランス推進の好事例についての情報発信を行っています。

【子どもから若者までの切れ目のない支援の充実】

- ・子どもから若者へ成長する過程で支援を途切れさせず問題解決につなげるため、関係機関が情報共有、支援の協議や調整を行う「子ども・若者サポートネットワーク」を設置し、連携を強化しています。
- ・子ども・若者に係る相談を受ける窓口15所を「子ども・若者総合相談窓口」として整備し、幅広い分野にまたがる相談について連携する体制を取っています。

現状・課題

【男女共同参画の推進と多様な生き方を認め合う社会づくり】

- ・男女が家庭や地域社会、職場においてより一層等しく参画できるように固定的な性別役割分担意識をより解消していく必要があります。
- ・意思決定過程における女性の参画はまだ十分とは言えず、女性の活躍機会が少ない分野もあります。また、女性活躍推進法の制定等を踏まえ、職場における女性の参画を推進していく必要があります。
- ・ジェンダーや性的指向を理由に社会の中で差別を受けたり、自己のあり方について悩み日常生活が困難な状況に陥っている場合があります。理解不足や偏見による差別の解消を図るとともに、当事者が自己肯定できるように支援していく必要があります。

【区政における女性の参画の促進】

- ・区の女性職員の育児休業又は部分休業の取得率は100%となっていますが、男性職員の育児休業、部分休業の取得率は低迷しています。区は特定事業主として、男性職員も主体的に子育てや家事にかかわることや、子育て期間中の働き方の見直しが求められています。そのため、多様性を受容できる組織となるよう意識改革を図り、仕事の進め方を見直すとともに、様々な制度の活用を促すことが必要となっています。

【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進】

- ・すべての人々が仕事と子育て・介護・地域活動などを両立できるように、また、多様な生き方を選択することができるように、ワーク・ライフ・バランスを実現していく必要があります。また、少子高齢化や晩婚化の影響により、親の介護と子育てが同時期に起こるケースが増加しています。こうした問題による離職を防ぐために企業や区民を支援していく必要があります。
- ・ワーク・ライフ・バランスに関する取組は、一定規模以上の企業では取組の機運が高まっていますが、中小企業については認識や課題意識など取組に差が大きい等の課題があります。

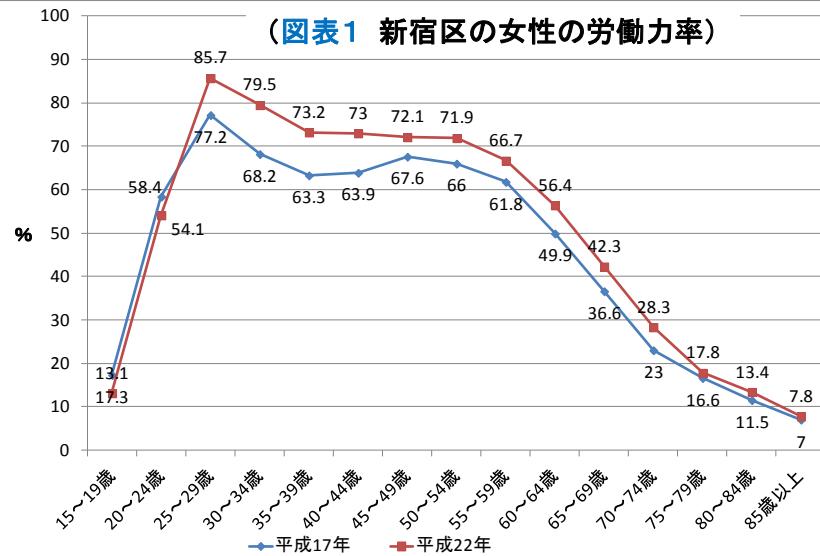
【配偶者等からの暴力の防止】

- ・配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、メディアにおける性差別や性的商品化などが社会問題となっている状況が続いています。特に、配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であるという意識啓発を図るとともに、DVの被害者・加害者にならないように、早期からの啓発に取り組む必要があります。また平成29年度に設置する配偶者暴力相談支援センターについて、様々なケースを想定した支援体制を整備していく必要があります。

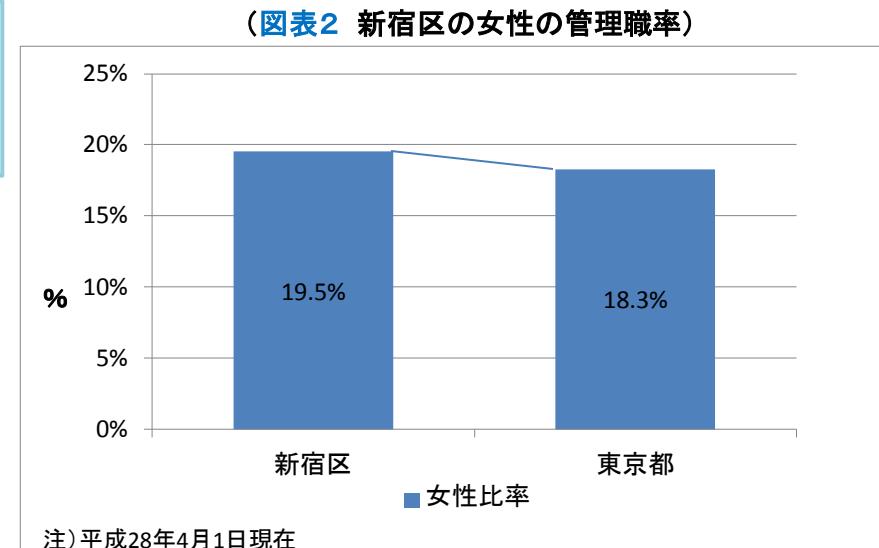
【子どもから若者までの切れ目のない支援の充実】

- ・若者の社会的自立には、就業による自立、親からの精神的・経済的自立、社会に関心を持ち公共に参画することなど、多様な課題があります。しかし、自立のありようは一様でない面もあり、これらの課題について若者一人ひとりにとってふさわしい自立のあり方を考えた支援が必要です。また、幼少期からの切れ目のない支援の取組が必要です。

新宿区の女性の労働力率は、平成17年度と比較して平成22年度では上昇しており、特に25歳～39歳までの子育て世帯の女性労働力率は相対的に大きく上昇しています。



新宿区の女性の管理職率は、東京都と比較して1.2%高くなっています。



## 個別施策7 女性や若者が活躍できる地域づくりの推進

## 目指すまちの姿・状態

誰もが人として尊重され、性別にかかわらず自分らしく生きることができるとともに、多様な働き方が選択でき、生きがいのある豊かな日々の暮らしが調和したワーク・ライフ・バランスが実現するまちをめざします。

また、お互いの人権を尊重し、配偶者等からの暴力の無い社会の実現をめざすとともに、**学校や職場等の社会生活でつまづきを経験した若者が何度でもやり直しながら社会の中で活躍でき自分らしく生活できるまちをめざします。**

## 施策の方向性

## 【男女共同参画の推進と多様な生き方を認め合う社会づくり】

- 男女があらゆる分野で等しく参画できるよう固定的な性別役割分担意識の解消をめざし幅広い世代に向けて意識啓発を行い、個人の人権が尊重され個性と能力を発揮できる社会づくりを進めていきます。
- 政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、あらゆる分野において女性がその希望に応じて能力を十分に発揮できるよう、情報提供や支援を行い女性の活躍を推進していきます。
- 性には多様性があることを認め合い、理解不足や偏見による差別を解消させるよう人権教育や啓発活動の促進に努めるとともに、当事者が安心して悩みごとを相談できる体制の充実を図っていきます。**
- 男女を問わず育児休業等を取得しやすい職場環境づくりや、長時間労働の抑制など働き方の見直し等を進められるように普及啓発や支援を行い、仕事と生活が調和した職場づくりを推進していきます。また、介護と子育てに直面している当事者や企業に対して、働き続けることができる環境の整備を進めるよう啓発に努めます。

## 【区政における女性の参画の促進】

- 区政に女性の意見を反映させるための取り組みを推進していきます。
- 区は、特定事業主としての職員・職場の意識改革を図り、仕事の進め方を見直すとともに、様々な制度の活用を促すことで、職員の仕事と子育ての両立を支援し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めていきます。特に男性と女性が、どちらも主体的に子育てや家事に取り組むことを積極的に応援するとともに、女性職員の活躍を推進するための環境づくりを進めます。

## 【ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進】

- 先駆的に女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進している企業を紹介・表彰するなど、働きやすい職場づくりを支援していきます。また、中小企業等における取組の推進のために、個々の企業の認識や実態・課題に合わせたきめ細かな支援を行っていきます。

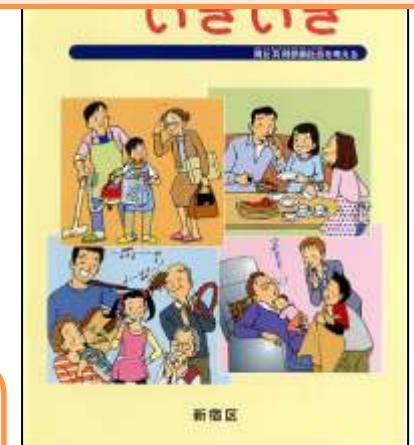
## 【配偶者等からの暴力の防止】

- 配偶者等からの暴力(DV)を防止するためには、暴力について正しく理解することが必要です。DVについての意識啓発や情報提供など、正しい認識を広めるための取組を推進していきます。また被害者が抱える多様で複雑な問題に対応できるように、配偶者暴力相談支援センターを核として関係する相談機関との連携を図り、専門の相談員による相談体制の充実や様々な自立支援の実施に努め、円滑な解決に向けて複合的な支援を行っていきます。

## 【子どもから若者までの切れ目のない支援の充実】

- 若者が地域や社会から孤立することなく、自分らしく生きられるよう、若者一人ひとりにとってふさわしい自立のあり方を考えながら、若者の地域や行政との関わりを持つ機会を増やすための支援を行っていきます。また、子どもが社会的に自立した若者に成長するまで切れ目なく支援するための体制づくりや施策を総合的、包括的に考え、実施していきます。**

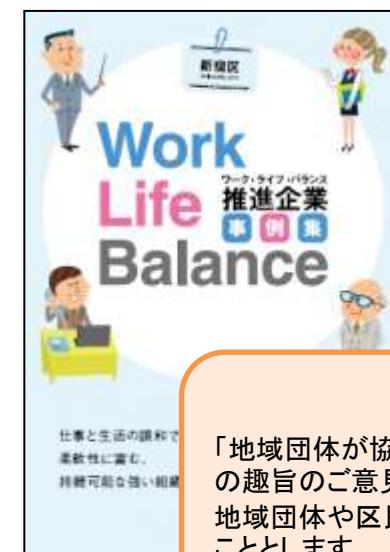
「若年層や母子家庭が高齢になって生活保護を受けないように、若い時からの支援が必要」との趣旨のご意見と、方向性は合致しています。子どもが社会的に自立した若者に成長するまで、切れ目なく支援するための体制づくりや施策を総合的、包括的に考え、実施していきます。



「LGBTなど性の多様性の理解に関連する取組み」との趣旨のご意見がありました。施策の方向性では、性の多様性を認め合うことを記述しており、方向性は合致しています。

(ワーク・ライフ・バランス推進企業事例集)

(パープルリボン運動(女性に対する暴力根絶の啓発活動)のパネル)



「地域団体が協働して、人間が大事にされるという表現があるとよい」との趣旨のご意見がありました。地域団体や区民、行政などそれぞれの役割を明記する項目を設けることとします。

取組状況・成果

【町会・自治会及び地区協議会活動への支援】

- 次の取り組みにより、平成19年度からの8年間で、町会・自治会の会員世帯数は21,831世帯増加しました。
  - ◇町会・自治会加入促進パンフレットの更新及び配布
  - ◇建築主への地元町会への加入案内
  - ◇ブログ講座や町会・自治会を対象にした認可地縁団体設立に係る相談
  - ◇区の広報紙を活用した町会・自治会の活動の紹介
  - ◇賃貸住宅居住者等への町会・自治会加入促進のため新宿区町会連合会、宅建協会、不動産協会と区で協定を締結（平成26年12月）
- 地域のコミュニティ情報を知らせる町会・自治会の掲示板を、平成24・25年度で合計818本を改修し、コミュニティ情報の発信機能を向上させることができました。
- まちづくり活動支援補助金によって、各地区の抱える課題解決への取組を財政面から支援するとともに、補助金額の見直しを図りました。また、タブロイド版広報紙の発行、本庁舎及び10特別出張所でのパネル展の開催を通じて、地区協議会活動のPR面での支援を行いました。

- 地区協議会連絡会では、地区協議会が設立して10年が経過し、各地区でまちづくり活動支援補助金の活用にアンバランスが出ていることから、補助金制度について意見交換し、今後の区の財政的支援制度についての検討材料としました。

【NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進】

- NPOや地域活動団体等の専門性や柔軟性を生かした事業提案を公募し、審査会により選定された事業を提案団体と協働して実施しています。実施事業は、毎年度事業評価を行い評価結果をその後の事業実施や予算に反映させる取組みを行っています。
- 協働事業提案制度やNPO活動資金助成がより効果的な制度となるよう、制度の見直し・検討を行いました。
- NPO活動資金助成は、紹介冊子や募集説明会を通じて、新規申請が増え、新たな団体の掘り起こしも図られた結果、助成事業数は、第二次実行計画期間中すべて目標達成することができました。
- 平成25年4月に、新宿NPO協働推進センターを開設し、社会貢献活動を行うNPO等のネットワークづくり・交流の場として運営しています。開設以来登録団体が毎年増え、稼働率も上がっています。
  - 協働事業紹介冊子編集講座で、助成事業紹介冊子及び協働事業紹介冊子を作成し、NPO活動の情報提供を行っています。受講生が取材・記事を作成することで区民目線での事業の紹介を行い、また、参加した区民のNPO活動への理解促進が図れるよう取り組んでいます。
- 以上の取り組みを通じて、現総合計画で課題として挙げられていた、協働の担い手づくりや団体への育成に関する制度を整備することができました。

【生涯学習・地域人材交流ネットワークの活用】

- 新宿の地域人材を発掘・登録し、地域住民の生涯学習活動の支援と地域社会における人材の交流を促進しています。
- 新たな仕組みとして、平成25年度から新宿未来創造財団が「新宿地域人材ネット」システムの運用を開始し、誰もが容易に地域人材情報の検索・照会ができる環境が整備されました。
- 同制度周知パンフレットや周知チラシを作成し、区内施設等を中心に配付するほか、登録者を対象としたコミュニケーション術や栄養学等の講座の実施や、日本語ボランティアを対象としたレベルアップ講座を実施するなど、地域人材の活用・育成に取り組んでいます。

【自治のまちの推進】

- 区民、議会、区の三者によって、新宿区の自治のあり方の基本原理、基本原則を明らかにする自治基本条例を、平成22年10月に制定しました。
- シンポジウムの開催やハンドブックの作成配布等により、自治基本条例の区民への周知を図りました。

現状・課題

【町会・自治会及び地域活動への支援】

- 都市化が進む中で、地域社会の人間関係が希薄になり、地域における相互扶助の機能が低下しています。さらに、首都圏における巨大地震の危険性の増大や少子高齢化の急速な進行により、地域課題や区民の需要は多様化・複雑化しており、行政だけで対応することが困難になっています。一方、地域の自治基盤である町会・自治会の加入率が5割に届いていません。地域コミュニティの輪を広げ、地域の自治組織に多くの区民が参加することで、地域の自治機能を効果的に高めていくことが求められています。
- 地域の自治活動を担う町会・自治会などの地域団体では、役員の高齢化が課題となっています。新しい住民や若者、子育て世代など地域の将来を担う多様な人々が、地域の自治活動とつながり、次世代の活動を担う主体となるための支援が求められています。
- 地域団体の活動・交流が一層盛んになるように、地域のコミュニティづくりの拠点として、地域センターの機能強化が求められています。

【NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進】

- 社会貢献活動の多様化に伴い、より多様な主体との協働を検討し、地域課題の解決に向けて取り組む必要があります。
- NPO活動資金助成等を通じて、協働の担い手となるNPO等の育成には一定の効果があったと考えられますが、単発で終了する事業も多く、地域課題の解決に結びつく事業効果が明確ではありません。
- 地域課題に対してNPO等が自主的かつ継続的に活動していくためには、単独ではなく、区民・地域団体・企業等多様な主体と連携してそれぞれのノウハウを共有し課題に取り組んでいくことが重要ですが、ネットワーク化はまだ十分ではありません。

【生涯学習・地域人材交流ネットワークの活用】

- 区の人材バンク制度及び「新宿地域人材ネット」は、区民及び地域団体等に広く周知されているとは言えません。登録者に対する実態調査に基づいた地域人材の交流活性化に向けた分析が必要です。

【自治のまちの推進】

- 平成25年度に実施した区民意識調査では、自治基本条例の認知度が低いことが明らかになりました。このため、自治基本条例の認知度を高めていく取り組みが必要です。

目指すまちの姿では、「区民が自治の主役として考え行動していきながら地域課題に取組・解決していく」とあることから、「個別施策 V-3 地方分権」にあった自治に関する記述を本施策に移行しました。

目指すまちの姿・状態

地域の中でお互いの顔が見える関係が築かれ、子どもから高齢者まで多様な世代が交流・連携・協力し合うとともに、地域の人材を有効に活用しながら、区民が自治の主役として考え行動していきながら地域課題に取り組・解決していくことで、区民が活躍し、安心した生活を送ることができるまちをめざします。

施策の方向性

【町会・自治会及び地域活動への支援】

- ・地域自治活動を主体的に担っている町会・自治会活動をより活性化させるため、新宿区町会連合会と連携を図り、活動を支援していきます。
- ・町会・自治会の活動を区の広報紙ホームページなどを活用し広く紹介していきます。
- ・町会・自治会、地区協議会、NPOなど、地域の課題解決やコミュニティ活動に取り組む団体等と連携が図れるよう、財政面での支援について新たな仕組みを検討します。
- ・その結果、新しい住民や若者、子育て世代などが自主活動を通じて地域の自治活動とつながり、将来の担い手となることを目指します。
- ・コミュニティ活動の拠点となる地域センターの機能を高めるため、現在の指定管理者制度を検証し、地域がより主体的に地域活動にとりくむことができる仕組みを検討します。

【NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進】

- ・区民・地域団体・NPO・さらには企業など社会貢献活動を行う主体が多様化しています。地域課題の解決に向けて、より多様な主体と連携し、かつ地域課題の解決へむけて協働支援会議の意見を踏まえながら、協働事業提案制度及び協働推進基金NPO活動資金助成の在り方について検討していきます。
- ・複雑・多様化する課題に対して、様々な社会貢献活動団体が連携し、かつ継続して課題に取り組むことができるように、地域、NPO、企業等多様な主体からなるネットワークの構築を目指します。

【生涯学習・地域人材交流ネットワークの活用】

- ・制度の一層の周知について、ホームページやチラシ以外の方法を検討していきます。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、指導者やボランティアへの需要に応え、地域の様々な人材が交流することができるような取組を進めていきます。
- ・地域ごとの現状や課題を明らかにするような分析方法について検討します。
- ・情報管理やセキュリティ対策を十分に図り、制度の安定的な運用に努めていきます。

【自治のまちの推進】

- ・自治基本条例の理念を踏まえ、地域のことは地域が責任をもって自ら考え、決め、実行するといった「自治のまち新宿」のさらなる推進に取り組めます。

対象となる活動団体が分かるように、記述を修正しました。

目指すまちの姿では、「区民が自治の主役として考え行動していきながら地域課題に取り組・解決していく」とあることから、「個別施策V-3地方分権」にあった自治に関する記述を本施策に移行しました。

(地域の安全安心の取り組み)

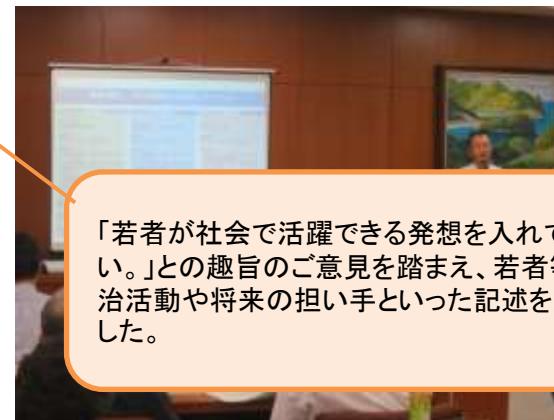


目指すまちの姿では、「区民が自治の主役として考え行動していきながら地域課題に取り組・解決していく」とあることから、個別施策の名称の「区政運営」を「まちづくり」に修正しました。

(地域の清掃活動)



(協働提案制度の公開プレゼンテーション)



「若者が社会で活躍できる発想を入れてほしい。」との趣旨のご意見を踏まえ、若者等の自治活動や将来の担い手といった記述を加えました。

(新宿NPO協働推進センター)  
※西戸山第二中学校統合後の跡施設を活用して設置

(新宿地域人材ネット の案内チラシ)



「個別施策4」と「個別施策9」を統合し、住宅施策を含めて、区民生活を下支えする個別施策を新規に設置。

## 取組状況・成果

## 現状・課題

### 【成年後見制度の利用促進】

- ・認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人でも地域の中で安心して暮らし続けられるように、成年後見制度の推進機関である**新宿区成年後見センター**を中心に、成年後見制度の普及啓発や相談機能の充実等を行い、制度の利用促進を図ってきました。
- ・平成26年度からは、制度を支える成年後見人の新たな担い手の確保に向け、市民後見人養成基礎講習を開始しました。
- ・平成27年度からは、制度利用に係る申立費用助成制度の新設とともに、成年後見人等への報酬助成制度について対象を拡充しました。
- ・新宿区成年後見センターへの相談件数について、平成25年度2,409件、平成26年度2,916件、平成27年度3,649件と増加しており、成年後見制度の利用促進につながっています。

### 【障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援】

- ・勤労者・仕事支援センターでは、平成23年4月の新宿ここ・から広場への移転に伴い、若年者就労支援室（あんだんて）の設置、就労移行支援事業所（エール）・就労継続支援B型事業所（スマイル）の開設、高齢者無料職業紹介所（新宿わく☆ワーク）、無料職業紹介所（ここ・からジョブ新宿）の開設等、事業規模を拡大し、障害者・高齢者・若年非就業者に対して、相談から就職、定着支援まで効果的・効率的な支援ができる体制を構築しました。
- ・平成24～27年度の4年間で就職者は計902名、定着支援者数は平成27年度末に233名となり、一般就労に結びつきにくい方々への支援として、一定の成果を収めています。

### 【誰もが住み続けられる住宅・住環境】

- ・区民の生活の安定を図るとともに、ファミリー世帯の定住化を促進するため、区では「区営住宅」「区民住宅」「特定住宅」を提供しています。
- ・区内の民間賃貸住宅への住み替え及び住宅の取引等についての相談を実施し居住の継続を支援しています。
- ・高齢者世帯やファミリー世帯に対して、区内の民間賃貸住宅への住み替えに係る費用の助成など支援しています。

### 【成年後見制度の利用促進】

- ・成年後見制度の普及に伴い、相談件数の増加とともに、相談内容も複雑化しているため、より迅速かつ的確な対応が求められています。
- ・認知症高齢者の増加など、身上監護や財産管理を必要とする方の増加も見込まれるため、市民後見人等の新たな担い手の確保などが求められています。

### 【障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援】

- ・これまで障害者の就労支援事業所の飛躍的な増加や就労定着支援事業の創設、高齢者の継続雇用制度の導入等、障害者、高齢者の雇用に関する法整備が着実に進められ、雇用を取り巻く環境は大きく変化しているため、対応が必要です。
- ・障害者雇用については、就労に結びつかない人への就職相談や就職準備支援はもとより、障害者雇用の拡大に伴って増え続ける就職後の定着支援について、更なる充実が求められています。
- ・高齢者については、ニーズの高い職種の求人開拓に加え、より年齢の高い方への職業紹介等、求められる支援内容の変化に対応することが必要です。
- ・若年非就業者の支援については、問題の早期発見とより早い段階からの支援が必要であるとともに、就労が困難な方については、一般就労以外の多様な生き方を視野に入れた包括的かつ長期的支援が必要です。
- ・今後は、これからの時代の変化に対応できるように取り組むべき支援の内容を再構築し、多様化するニーズに柔軟に合わせた質の高いサービスを提供し続けることが重要です。

### 【誰もが住み続けられる住宅・住環境】

- ・住まいは毎日の安定した暮らしを支える最も重要な基盤であり、欠くことはできません。高齢者や障害のある人など住宅の確保が困難な方も含め、すべての区民が住宅を確保できるよう支援していく必要があります。
- ・高齢者が地域で住み続けられるしくみづくりや、区営住宅のセーフティネット機能の向上が求められています。安全で安心した生活を送るために、誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境の整備が必要です。

「住宅施策も記述してほしい。との趣旨のご意見を踏まえ、本個別施策に記述を加えました。」

「個別施策4」と「個別施策9」を統合し、住宅施策を含めて、区民生活を下支えする個別施策を新規に設置。

## 目指すまちの姿・状態

- 判断能力が十分でないため日常生活等に支障のある人でも、地域社会の一員として尊厳を持っていきいきと生活が送れる共生社会の実現をめざします。
- 誰もが地域でいきいきと、活躍できるまちをめざします。
- **誰もが安心して住み続けられる住宅・住環境をめざします。**

(公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター)



## 施策の方向性

### 【成年後見制度の利用促進】

- 成年後見制度の利用を必要とする方が確実に利用できるよう制度の利用促進を図っていきます。
- 具体的には、制度の利用が必要な人に対する相談や助成を行うとともに、市民後見人の養成と活用についての課題を新宿区成年後見事例検討会等で検討し、より計画的な市民後見人の養成に取り組めます。その上で、関係機関との連携を強化しながら、法人後見制度の検討を含め、判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できる支援体制づくりに取り組んでいきます。

### 【就労に課題を抱える方に対する支援】

- 各就労支援事業については、時代の変化に対応した事業を展開し、これまで以上に質の高い支援が実現できるよう、支援の内容を再構築します。
- 再構築にあたっては、障害者、高齢者、若年非就業者等、それぞれの分野において、総合的なサービスのあり方を検討します。
- 就労に課題を抱える方については、一般就労をゴールとした支援と併せて福祉的支援を行うことで、だれもがいきいきとくらし、活躍できるまちを目指します。

### 【住み続けられる住宅・住環境】

- 高齢者や障害のある人など様々な状況にある人が、それぞれのニーズに即した住宅に住むことができるよう、事業者と連携した住宅の供給、住み替え等支援を行うとともに、既存の公共住宅の活用を図ります。

「住宅施策も記述してほしい。との趣旨のご意見を踏まえ、本個別施策に記述を加えました。」

「相談件数の増加に対してスピード感を上げることが必要」との趣旨のご意見がありました。現状・課題では相談件数の増加と複雑化に迅速かつ的確な対応を求められるようになっていきます。施策の方向性では、この現状・課題を踏まえてスピード感をもって、成年後見制度の利用促進を図っていくこととなります。

「若年層や母子家庭が高齢になって生活保護を受けないように、若い時からの支援が必要」「就業後のフォローアップが重要」「再チャレンジのための支援」「就労等により、障害者が未来にいきいきと暮らせる」との趣旨のご意見と、方向性は合致しています。

害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人度です。成年後見人等がこれらの人の意思を尊重生活を送れるようお手伝いします。制度は次の2種類

本人の判断能力のある順に「補助」「保佐」「後見」の3類型に分かれ、実情に応じて家庭裁判所が援助者（補助人・保佐人・成年後見人）を決定します。

### ・任意後見制度

将来の判断能力低下に備え、あらかじめ自分が将来お願いする内容と援助者（任意後見人）を決め、公正証書で契約します。

### 成年後見人等は何をするの？

成年後見人等の職務は、「身上監護(しんじょうかんご)」と「財産管理」です。(補助・保佐の場合は、援助者に付与された権限の範囲)

### ・身上監護

本人がその人らしい生活を送るため、本人の生活・医療・介護・福祉等にかかわるお手伝いをする事です。

### ・財産管理

不動産や現金などの財産を本人の立場にたって安全に管理する事です。



被後見人の話を聞く市民後見人